

### 3. 廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置 ( 軽油引取税 )

- 平成 27 年度税制改正の大綱 [平成 27 年 1 月 14 日閣議決定]

#### 四 消費課税

(25) 廃棄物処理事業を営む者が廃棄物の埋立地内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を 3 年延長する。

※廃棄物最終処分場における動力源として軽油を使用する主な廃棄物処理業用設備の例



<ブルドーザー>



<パワーショベル>

- 廃棄物最終処分場は、地中に廃棄物が埋め立てられているという特性上、厳格な維持管理が継続的に必要とされています。
- 維持管理等の作業の適正な実施を促進するため、最終処分場内における廃棄物の運搬、選別、積み込み、破碎、処分場の掘削、転圧又は整地等に必要な機械等の使用に係る費用の確保が必要となります。
- 廃棄物処理事業を営む者の負担を軽減することにより、適切な埋立処分及びそれに付随する作業を実施し易くし、適切な廃棄物の搬入や、最終処分場の維持管理等を促進するため、廃棄物処理事業を営む者が廃棄物の埋立地内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置について、その適用期限を 3 年延長することとされました。
- 本特例措置の適用期限が平成 30 年 3 月 31 日までとなっています。